

第3章 高齢者福祉計画の基本方針及び事業

第1節 基本方針

1 地域包括ケアシステムの推進

団塊の世代が75歳以上となる2025年、そしていわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けては、総人口が減少する一方で高齢者人口割合は増加することが予測されることから、これまで以上に医療・介護のニーズが高まることが予測されます。

本市においては、全国平均よりも早く高齢化が進んでおり、2020年を境に65歳以上の高齢者人口が減少している一方、75歳以上の人口は、今後2030年まで増加していくと見込まれています。このような状況の中、本市では、介護保険制度の改正等を踏まえ、2025年、2040年を見据えた上で、介護保険制度の持続可能性を確保するとともに、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を続けることができるよう、医療・介護・住まい・介護予防・生活支援が一体的に提供される包括的な支援体制である、地域包括ケアシステムの推進を目指します。

また、地域包括ケアシステムは、高齢者だけでなく、障がいや児童福祉、生活困窮支援などの制度の枠や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現にもつながるものであることを踏まえ、地域包括ケアシステムの推進と一体的に取り組んでいきます。

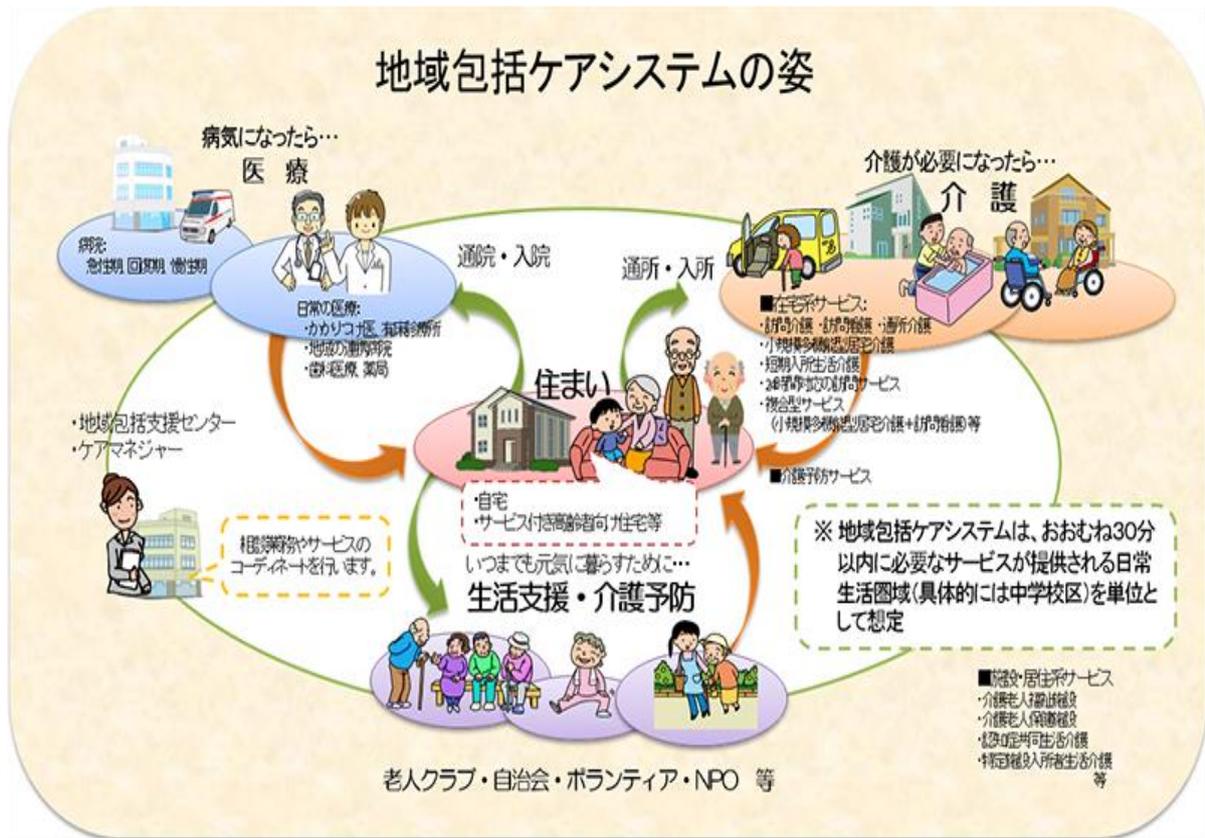
2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

介護保険制度においては、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態又は要支援状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を理念としています。

また、高齢者自らが介護予防や健康増進に努めるとともに、要介護状態になった場合においても、進んでリハビリテーションそのほかの適切な保健医療・福祉サービスを利用することにより、能力の維持向上に努めることが求められています。

本市においても、住民運営通いの場の充実やリハビリテーション専門職等との連携により地域の介護予防活動を支援するなど、地域の実情に応じて介護予防の活動を促進するとともに、高齢者が地域において介護予防活動に自発的に取り組み、要介護状態等となった場合においても、その人らしく生きがいを持って生活することのできる地域づくりを目指します。

地域包括ケアシステムの姿



第2節 施策体系

- (基本方針) ・地域包括ケアシステムの推進
・自立支援、介護予防・重度化防止の推進

【基本事業】

【主要・各事業】

①生涯現役社会 づくりの推進

- 1 高齢者の地域、ボランティア活動への参加促進事業
 - (1) 介護支援ボランティア活動事業
- 2 高齢者の活動拠点の確保・生きがいづくり推進事業
 - (1) 敬老会運営補助事業
 - (2) 敬老月間啓発事業
 - (3) 高齢者団体（老人クラブ等）の活性化事業
 - (4) 生きがいと健康づくり推進事業
 - (5) 全国健康福祉祭参加祝い金支給事業
- 3 老人福祉作業所維持整備事業
 - (1) 老人福祉作業所と利用促進

② 高齢になっ ても住みよ い地域づく り

- 1 地域包括支援センター事業体制の強化
 - (1) 総合相談・支援事業（地域包括支援センターの充実）
 - (2) 包括的・継続的ケアマネジメント事業
- 2 在宅医療・介護連携推進事業
 - (1) 在宅医療・介護連携推進事業
- 3 生活支援サービスの体制整備事業
 - (1) 生活支援サービスの体制整備事業
- 4 権利擁護推進事業
 - (1) 権利擁護事業
 - (2) 成年後見制度利用促進事業
- 5 地域ケア会議推進事業
 - (1) 地域ケア会議推進事業
- 6 高齢者の居住、生活環境の整備事業
 - (1) 高齢者の実態の把握
 - (2) 寝具洗濯乾燥消毒サービス

- (3) 入浴サービス事業
- (4) 訪問理美容サービス
- (5) 福祉電話利用助成事業
- (6) 高齢者相談事業
- (7) 緊急時短期入所事業
- (8) 無年金者特別給付金支給事業
- (9) 生活管理短期入所事業
- (10) 老人保護措置事業
- (11) 高齢者緊急時見守り事業
- (12) 住宅改修支援事業
- (13) 寝たきり高齢者介護見舞金支給事業
- (14) 家族介護支援事業
- (15) 紙おむつ等支給事業
- (16) 高齢者施設の防災防犯等への支援事業
- (17) 介護保険利用者負担軽減助成金支給事業
- (18) 介護人材の確保及び業務の効率化

7 高齢者福祉施設整備運営事業

- (1) 高齢者福祉施設維持整備事業

③ 介護予防の推進

1 介護予防の推進

- (1) 介護予防把握事業
- (2) 介護予防普及啓発事業
- (3) 地域介護予防活動支援事業
- (4) 介護予防応援隊養成事業
- (5) 地域リハビリテーション活動支援事業
- (6) 保険事業と介護予防の一体的実施

2 介護予防・生活支援サービス事業

- (1) 訪問型サービス（第一号サービス）
- (2) 通所型サービス（第一号サービス）
- (3) 介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）
- (4) 総合事業給付管理事業
- (5) 高額介護予防・高額医療合算介護予防サービス費相当事業

**④ 認知症施策の
推進**

1 認知症施策推進事業

- (1) 認知症初期集中支援推進事業
- (2) 認知症地域支援推進事業
- (3) 認知症に関する普及啓発事業
- (4) 認知症サポーターの活動促進事業
- (5) 認知症カフェ事業
- (6) 認知症高齢者等見守りネットワーク構築事業

**⑤ 介護（予防）
サービスの充実**

1 介護保険給付事業

- (1) 介護サービス提供事業
- (2) 介護予防サービス提供事業
- (3) 介護保険施設サービス等利用者負担軽減事業
- (4) 高額介護・高額医療合算介護サービス費支給事業
- (5) 指定介護予防支援業務

2 地域密着型サービス事業

- (1) 地域密着型サービス指定指導監督事業

**⑥ 介護保険の
円滑な運営**

1 介護給付管理事業

- (1) 介護給付管理事業
- (2) 介護サービス給付適正化事業
- (3) 介護保険低所得者利用者負担対策事業

2 介護保険管理事業

- (1) 介護保険管理事業
- (2) 要介護認定審査事業
- (3) 介護保険資格管理事業
- (4) 介護保険賦課徴収事業
- (5) 医療連携情報ネットワーク推進事業
- (6) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業が中止あるいは縮小となったものがあります。

第3節 生涯現役社会づくりの推進

本市では、心身の健康を保ちつつ、誰もが笑顔で年を重ねていける「スマイルエイジング」に積極的に取り組むことにより、健康寿命の延伸を目指しています。高齢者が、いきいきと自分らしく暮らすことができるよう、社会参加や地域貢献など様々な分野で活躍できる環境づくりを進めます。

また、関係機関と連携をとりながら、地域における福祉活動の情報発信や支援に努め、ボランティア活動の機会と場の提供など、生涯現役社会づくりを推進します。

【評価指標】

介護支援ボランティア登録者数

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護支援ボランティア登録者数	240人	250人	260人	270人

※令和2年度(2020年度)は、4月から9月までの利用実績に基づいた推計値。

(以下令和2年度の実績については同じ)

1 高齢者の地域、ボランティア活動への参加促進事業

(1) 介護支援ボランティア活動事業

山陽小野田市社会福祉協議会にいきいき介護サポーターとして登録し、指定された介護施設等でレクリエーションや演芸の実施、施設行事の手伝いや入所者の話し相手など多岐にわたる活動を行っています。

また、その活動に応じてポイントを付与し、そのポイント数に応じた交付金を市が交付しています。

【現状と課題】

長年培ってきた知識や経験、技能などを活かして、地域に貢献したいと考える健康で活動的な高齢者が増加しています。そのために介護支援ボランティア活動制度を通じて、介護施設等での行事の手伝いや参加者への支援の場を設けることで高齢者自身の健康増進や介護予防活動を支援しています。

今後も活動内容の周知や拡大が必要です。

【実績】

区 分		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
活 動 ポ イ ン ト 数	第 1 号 被 保 険 者	8,164 ポ イ ン ト	7,408 ポ イ ン ト	4,000 ポ イ ン ト
	第 2 号 被 保 険 者	1,010 ポ イ ン ト	1,782 ポ イ ン ト	900 ポ イ ン ト
登 録 者 数	第 1 号 被 保 険 者	220 人	207 人	210 人
	第 2 号 被 保 険 者	41 人	27 人	30 人

【今後の方針】

高齢者が増加することに伴い、高齢者がいつまでも生きがいを持ち、自ら介護予防に努めていくことが重要です。今後も介護支援ボランティア活動制度の更なる周知を図るとともに、介護施設に限らず場の拡大や活動内容の見直しを行うなど、積極的なボランティア活用の働きかけを促すような支援や制度の充実を図り、高齢者等の介護予防につながるよう努めます。

【見込み】

区 分		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
活 動 ポ イ ン ト 数	第 1 号 被 保 険 者	8,200 ポ イ ン ト	8,300 ポ イ ン ト	8,400 ポ イ ン ト	8,600 ポ イ ン ト
	第 2 号 被 保 険 者	2,250 ポ イ ン ト	2,300 ポ イ ン ト	2,350 ポ イ ン ト	2,450 ポ イ ン ト
登 録 者 数	第 1 号 被 保 険 者	215 人	220 人	225 人	235 人
	第 2 号 被 保 険 者	35 人	40 人	45 人	55 人

2 高齢者の活動拠点の確保・生きがいづくり推進事業

(1) 敬老会運営補助事業

地区最高齢及び米寿の人への記念品贈呈や、アトラクション等により、地区社会福祉協議会主催による敬老会を実施しており、その運営に対する補助を行っています。

【現状と課題】

参加者は減少傾向にありますが、地域が主体となって取り組む敬老会は、地域コミ

ユニティの活性化につながることから、より魅力のある敬老会となるよう支援を行う必要があります。

【今後の方針】

地域が主体性を持ち開催する敬老会に対し、運営費の助成及び参加しやすくなるように支援を行うことで、地域コミュニティの活性化を図ります。

(2) 敬老月間啓発事業

毎年 9 月の敬老月間に合わせて、100 歳を迎える高齢者への市長表敬訪問、85 歳、95 歳を迎える高齢者及び 100 歳以上の高齢者への敬老祝カードの贈呈及び市内事業所による敬老お祝いセールを実施しています。

また、敬老意識醸成事業として、敬老ポスターや標語の募集を行っています。

【現状と課題】

現在行っている事業を通して、更なる敬老意識の醸成につなげていくことが必要です。

【今後の方針】

今後も普及啓発を行い、敬老お祝いセール協力事業者数、敬老ポスター及び標語の応募数の増加等につながるよう努めるとともに、敬老意識の醸成を図ります。

(3) 高齢者団体（老人クラブ等）の活性化事業

老人クラブ及び老人クラブ連合会に対する補助を行っています。老人クラブは、高齢者の地域活動の一環として、地域交流活動や清掃奉仕活動等を実施しています。

【現状と課題】

高齢者の福祉の増進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会に対して補助金を交付しています。

「ニーズ調査」では、いきいきした地域活動に参加者としての参加について「是非参加してみたい」「参加してもよい」と合わせて約 50%の人が回答していることから、参加を促すため、山陽小野田市社会福祉協議会と連携して、今後も老人クラブの情報の提供・周知を行うことが必要です。

【今後の方針】

老人クラブ数及び老人クラブへの加入者数は減少傾向にありますが、老人クラブが高齢社会において果たす役割を踏まえ、老人クラブ及び老人クラブ連合会に対する補助を行うとともに、山陽小野田市社会福祉協議会と連携して、老人クラブの情報

の提供・周知を行います。

また、ふれあいサロンなどの高齢者相互支援活動と協働し、地域の実情に即した介護予防の取組を行う老人クラブ等の活動を支援します。

(4) 生きがいと健康づくり推進事業

高齢者が、家庭、地域社会等各分野で、経験と知識及び技能を生かし、健康で生きがいを持ち生活できるよう地域の協力の下、老人クラブ連合会に対し、スポーツ大会等を委託しています。その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資する事業を展開しています。

【現状と課題】

老人クラブの会員の減少等に伴い、事業の参加者も減少しています。

「ニーズ調査」では、地域での活動において、健康づくり活動や趣味等のグループ活動に「是非参加してみたい」、「参加しても良い」と合わせて約 50%の人が回答していることから、今後も事業の周知が必要です。

【実績】

生きがいと健康づくり推進事業参加者数

区分	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
老人クラブ大会 参加者数	354 人	320 人	40 人
グランドゴルフ大会 参加者数	171 人	204 人	200 人
スポーツ大会 参加者数	453 人	486 人	0 人

※令和 2 年度（2020 年度）は、4 月から 9 月までの利用実績に基づいた推計値。

（以下令和 2 年度の実績については同じ）

【今後の方針】

高齢になっても健康で生きがいを持った生活を送ることができるよう、今後も事業の周知を行い、より多くの高齢者に参加してもらえるように努めます。

【見込み】

生きがいと健康づくり推進事業参加者数

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
老人クラブ大会 参加者数	330人	340人	350人	370人
グラントゴルフ大会 参加者数	205人	215人	225人	245人
スポーツ大会 参加者	490人	500人	510人	530人

(5) 全国健康福祉祭参加祝い金支給事業（ねんりんピック出場者祝い金）

全国健康福祉祭（ねんりんピック）は、毎年開催されている大会で、60歳以上の高齢者を中心として、スポーツや文化活動を通じた交流を行っています。

全国健康福祉祭へ出場する選手に対し、参加意欲の向上を目的として、出場選手壮行会の開催及び出場者祝い金を贈呈し、激励を行なっています。

【現状と課題】

毎年、本市からも選手が出場しており、大会への出場を通して、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりへつながっています。

「ニーズ調査」では、地域での活動において、健康づくり活動や趣味等のグループ活動に「是非参加してみたい」、「参加しても良い」と合わせて約50%の人が回答していることから、今後も大会の周知が必要です。

【今後の方針】

全国健康福祉祭へ出場される選手に対し、出場選手壮行会の開催及び出場者祝い金を贈呈し激励することで、参加意欲の向上及びより一層の健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりへつなげていきます。

3 老人福祉作業所維持整備事業

(1) 老人福祉作業所と利用促進

老人の福祉の増進及び生きがいの向上を図るため、老人福祉作業所（4 箇所）を設置し、運営支援を行っています。

【現状と課題】

「ニーズ調査」では、地域での活動において、健康づくり活動や趣味等のグループ活動に「是非参加してみたい」、「参加しても良い」を合わせて約 50%の人が回答していることから、より多くの高齢者に参加してもらえるような取組が必要です。

【今後の方針】

老人福祉作業所の周知を行い、利用を促進し、老人福祉の増進及び生きがいの向上を図ります。

第4節 高齢になっても住みよい地域づくり

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような「地域包括ケアシステム」を、医療・保健・福祉の相互連携を強化させながら推進していきます。

また、誰もが住み慣れた地域で自立した日常生活を実現できるよう、スマイルエイジングにつながる様々な取組みを市民と共に推進することで健康寿命の延伸を目指すとともに、支え合いの地域づくり、幸せ感・満足感のある地域づくりを推進します。

【評価指標】

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
第二層協議体設置数	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所
安心相談ナースホン 事業利用者数	370 人	387 人	405 人	441 人

1 地域包括支援センター体制の強化

(1) 総合相談・支援事業（地域包括支援センターの充実）

高齢者が地域で安心して生活を継続できるよう、高齢者に対する様々な相談を受け、適切なサービス等につなぎ、継続的かつ専門的に支援を行うために地域包括支援センターの機能を充実させています。

また、サブセンターの設置により、総合相談機能の強化を図っています。

【現状と課題】

今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、今後も、地域の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するために、相談体制の充実や課題の解決など、高齢者を取り巻くさまざまな課題解決のための地域包括支援センターの機能や体制の強化が重要です。「ニーズ調査」では、家族や友人・知人以外で相談する相手として地域包括支援センターと回答した人は 11.1%であったことから、高齢者の相談窓口としての地域包括支援センターの更なる周知が必要です。

【実績】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
総合相談延べ件数	2,304 件	2,181 件	2,112 件
サブセンター 設置数	5 か所	5 か所※	5 か所※

※令和元年度、令和2年度は1か所休止

【今後の方針】

地域包括支援センター運営協議会や地域包括支援センターの事業評価により運営評価を行い、機能強化に向けた方向性の見直しの検討など、より充実した機能を果たしていくための取組を実施します。地域のつながり強化という観点からも、地域包括支援センターが居宅介護事業所や介護施設、他の相談機関など、地域の社会資源と効果的に連携して、地域における相談支援の機能の強化を図っていきます。

【見込み】

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
総合相談延べ 件数	2,300件	2,300件	2,300件	2,300件
サブセンター 設置数	5か所	5か所	5か所	5か所

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくために地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャー（介護支援専門員）の支援等を行っています。

【現状と課題】

医療・介護等の専門職の多職種によるケアプラン（居宅介護支援計画）の検証を実施し、事例検討を行うことで、介護予防及び自立支援に資するケアプランの作成支援やケアマネジャーの資質の向上を図っています。また、ケアマネジャー業務の円滑な実施を支援するための連絡会を行っています。

【実績】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
ケアマネジャー連絡会 開催回数	12回	10回	9回
ケアマネジャーの資質 向上研修開催回数	1回	1回	1回

【今後の方針】

高齢者が住み慣れた地域で生活続けることができるよう、社会資源に関する情報を提供するなどケアマネジャーの支援を行うとともに、連絡会や研修などを開催し、自立支援に資するケアマネジメント実践が可能となる環境を整えていきます。

【見込み】

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
ケアマネジャー連絡会 開催回数	12回	12回	12回	12回
ケアマネジャーの資質 研修開催回数	1回	1回	1回	1回

2 在宅医療・介護連携推進事業

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護提供体制の構築を推進するために、医療や介護施設等関係機関と、地域における現状と課題の抽出、対応可能な解決策の協議を行うとともに、医療・介護関係者の情報共有の支援や、地域住民や医療・介護関係者に向けた研修、普及啓発を行っています。

【具体的な事業項目】

- ①現状分析・課題抽出・施策立案
 - ・地域の医療・介護の資源の把握
 - ・在宅医療・介護連携の課題の抽出
 - ・切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ②対応策の実施
 - ・在宅医療・介護関係者に関する相談支援
 - ・地域住民への普及啓発
 - ・医療・介護関係者の情報共有の支援
 - ・医療・介護関係者の研修
- ③対応策の評価・改善

【現状と課題】

在宅医療・介護連携体制の整備は進みつつありますが、住民や関係機関等へ将来的な本事業のあるべき姿のイメージの共有や本事業の構造の理解が必要です。

また、療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りなどの取組内容の充実を図りつつ、PDCA サイクルに沿った取組を継続的に行うことによって、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築することが重要です。

在宅医療・介護連携に関する相談窓口については、山陽小野田医師会訪問看護ステーションに設置していますが、利用件数は少ない状況です。

【実績】

区分	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
多職種連携研修会の 開催回数	3 回	3 回	1 回
多職種連携研修会 参加延べ人数	547 人	483 人	50 人
在宅医療・介護連携推進 協議会の開催回数	1 回	1 回	1 回
医療相談室の 利用件数	2 件	8 件	8 件

【今後の方針】

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向け、現状の分析、課題の抽出、対応策の検討を関係機関と連携しながら行います。また、医療・介護関係者が入退院支援や看取り、認知症、感染症、災害等に関する理解を深めるとともに、医療・介護関係者との連携・協働を深めるため、情報共有や知識の習得等のための研修などの支援を行います。さらに、在宅療養を必要とする住民が適切なサービスを選択できるように普及啓発を実施します。

【見込み】

区分	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
多職種研修会の 開催回数	3 回	3 回	3 回	3 回
多職種連携研修会 参加延べ人数	300 人	300 人	300 人	300 人
在宅医療・介護連携推進 協議会の開催回数	1 回	1 回	1 回	1 回
医療相談室の 利用件数	15 件	15 件	15 件	15 件

3 生活支援サービスの体制整備事業

(1) 生活支援サービスの体制整備事業

生活支援等サービス提供体制の構築に向けたコーディネート機能や資源開発、ネットワーク構築の機能を持つ「生活支援コーディネーター」と、定期的な情報の共有・連携強化の場としての機能をもつ「協議体」を小学校区毎に設置し、支えあいの地域づくりと高齢者の生活支援等のサービス体制整備を推進します。

【現状と課題】

高齢化、核家族化に伴い、在宅生活継続のために求められている支援は地域により様々です。「ニーズ調査」では、「困った時に助けてくれる人がいない」と27.0%の人が回答しており、地域に合った見守りや助け合いの仕組みを社協と連携して充実させていくことが必要です。

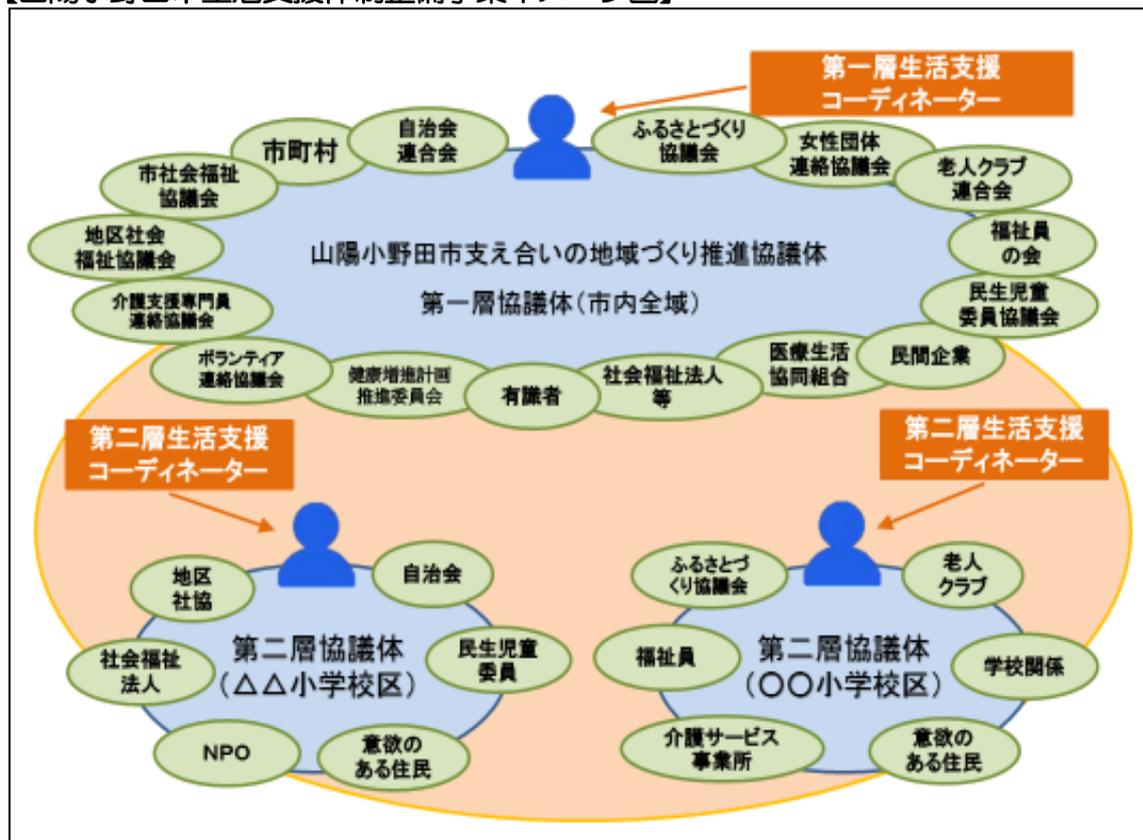
また、「在宅介護実態調査」結果では、在宅生活の継続に何らかの支援が必要と感じている方の中では、「見守りや声かけ」「調理」「洗濯・掃除」「ゴミ出し」などの生活支援の割合が多いことから、生活支援サービスの充実が必要です。

現在、社協と連携し市全域を対象とした第一層協議体（山陽小野田市支えあいの地域づくり推進協議体）は設置しましたが、第二層協議体については、設置に向けて地域での研修会や様々な団体と協議を行ってききましたが、全校区の設置までには至っていない状況です。

【実績】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
生活支援コーディネーター数 (内第二層)	5 (4) 人	6 (5) 人	8 (7) 人
協議体設置数 (内第二層)	5 (4) か所	6 (5) か所	8 (7) か所

【山陽小野田市生活支援体制整備事業イメージ図】



【今後の方針】

引き続き地域での支え合いを含めた社会資源の開発、担い手の発掘を効果的に進めていくために、各小学校区に第二層協議体を配置し、各地域のニーズに応じた支え合いの仕組みや居場所づくりを推進していきます。具体的には、協議体が未設置の校区においては、支え合いの必要性や支え合い活動の立ち上げに向けた研修会を実施し、設置された校区においては生活支援の創出につながるような支援を行います。

【見込み】

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
生活支援コーディネーター数 (内第二層)	12(11)人	12(11)人	12(11)人	12(11)人
協議体設置数 (内第二層)	12(11)か所	12(11)か所	12(11)か所	12(11)か所

4 権利擁護推進事業

(1) 権利擁護事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等が、民法で定める成年後見制度を利用することを市が支援することで、認知症高齢者等を保護しその権利を守るための事業を行っています。また、市長の行う審判の請求及び成年後見制度の利用に係る報酬費用の助成を行っています。そのほか、高齢者虐待の防止及び対応を強化させるため、「山陽小野田市高齢者及び障がい者虐待防止協議会」を設置しています。

【現状と課題】

成年後見市長申立て件数は大きく増加はしていないものの、今後認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の利用が必要な高齢者の増加が見込まれます。

【実績】

区分	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
成年後見市長 申立て件数	3 件	2 件	1 件

【今後の方針】

市民や関係機関に対して、権利擁護に関する制度の積極的な周知を行います。また、ケアマネジャー等への周知を強化し、早期に対象者の支援につながる取組を行います。虐待防止や成年後見制度利用促進への取組を充実し、普及啓発や早期対応等、関係機関との連携を図ります。

【見込み】

区分	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
成年後見市長 申立て件数	5 件	5 件	5 件	5 件

(2) 成年後見制度利用促進事業

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づき、制度の利用促進に向けた体制整備、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めています。

【現状と課題】

令和 3 年度中に計画策定および中核機関の設置をすることとされており、山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画の策定や地域連携ネットワークの中核となる機関の設置に向けて、庁内での準備会や関係団体にて構成する山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会などを開催しています。

【今後の方針】

引き続き山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会を開催し、令和 3 年度中に計画策定および中核機関の設置を行い、制度の利用促進に向けた体制づくりを進めていきます。

5 地域ケア会議推進事業

ケアマネジャーのケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた地域での生活を続けることができるよう地域全体で支援していくことを目的に、多職種で構成される地域ケア会議を開催するとともに、個別ケースにおいて抽出された地域課題を地域づくりや政策形成へ結び付けていくよう進めています。

【現状と課題】

地域ケア個別会議を実施しており、医療・介護等の専門職の多職種によるケアプラン検証を実施し、介護予防及び自立支援に資するケアプランの作成への支援を行うことでケアマネジャーの資質の向上を図っています。また、地域ケア会議を充実させることで個別事例を通じた地域における課題把握等を行っています。特に把握された地域課題を地域づくりや社会資源の開発に結びつけていくことで、地域包括ケアシステムの推進を図る必要があります。

【実績】

区分	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
介護予防のための 地域ケア個別会議 開催回数	21 回	19 回	18 回
介護予防のための 地域ケア個別会議 取り扱い事例件数	125 事例	75 事例	117 事例

【今後の方針】

地域ケア会議のほか、生活支援コーディネーターや協議体などとも地域課題の分析を行ったり、支援策を検討したりすることで、政策提言につながるような具体的な施策へ反映させていきます。

【見込み】

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
介護予防のための 地域ケア個別会議 開催回数	21回	21回	21回	21回
介護予防のための 地域ケア個別会議 取り扱い事例件数	126事例	126事例	126事例	126事例

6 高齢者の居住、生活環境の整備事業

(1) 高齢者の実態の把握

高齢者の生活実態や保健福祉サービスに対するニーズ等を調査・分析し高齢者福祉推進の基礎資料とするために、民生児童委員が訪問調査を実施しています。

【現状と課題】

65歳以上ひとり暮らし高齢者、75歳以上ふたり暮らし高齢者、65歳以上寝たきり高齢者を対象に訪問調査を実施しています。高齢者の実態が、より把握できる調査内容等の検討が必要です。

【今後の方針】

関係者等の意見も取り入れながら、高齢者の実態がより把握できるよう、調査内容を検討していきます。また、調査結果について比較・分析を行うことで、各高齢者施策等の反映に努めます。

(2) 寝具洗濯乾燥消毒サービス

高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯等何らかの事情により、家族の支援が受けられず、自らが使用する寝具類の衛生管理が困難な高齢者等に対して、年2回の寝具洗濯乾燥消毒サービスを実施しています。

【現状と課題】

健康的な生活を維持するためにも寝具を清潔に保つことは大切なことであり、今後

も事業の継続が必要です。

広報紙への掲載、ケアマネジャーや民生児童委員等を通じて事業の啓発をしています。

【実績】

区分	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
利用延べ人数	60 人	60 人	66 人
実施延べ枚数	207 枚	234 枚	264 枚

【今後の方針】

高齢者の健康づくりのためにも大切な睡眠に直接関係する寝具を清潔にすることは生活の質を向上することにつながることから、今後もサービスの周知に努めるとともに、継続的なサービス提供を行います。

【見込み】

区分	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
利用延べ人数	80 人	85 人	90 人	90 人
実施延べ枚数	320 枚	330 枚	360 枚	360 枚

(3) 入浴サービス事業

身体等の障がいがあるために在宅での入浴が困難な人を自宅から施設まで送迎し、施設での入浴サービスを提供しています。

【現状と課題】

高齢者の保清と健康維持の確保のため、今後も事業の継続が必要です。

【実績】

区分	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
利用者数	2 人	2 人	2 人
利用延べ回数	51 回	54 回	48 回

【今後の方針】

高齢者の保清と健康維持の確保のため、今後も事業の周知に努めるとともに、継続的なサービス提供を行います。

【見込み】

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
利用者数	3人	3人	3人	3人
利用延べ回数	75回	75回	75回	75回

(4) 訪問理美容サービス

身体又は精神の障がいがあるため理髪店等に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅に訪問して理美容サービスを受けることができるようにしています。訪問費用については補助を行います。理美容サービス料は利用者負担です。

【現状と課題】

移動が困難な高齢者等にとって、安心して理美容サービスが受けられるよう支援することは必要です。

【実績】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用者数	3人	2人	5人
利用延べ回数	8回	4回	15回

【今後の方針】

高齢者等の保清と健康維持の確保のため、事業の周知に努め、継続的なサービス提供を行います。

【見込み】

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
利用者数	5人	5人	5人	5人
利用延べ回数	15回	15回	15回	15回

(5) 福祉電話利用助成事業

低所得のひとり暮らし高齢者等の孤独感を和らげるとともに、その安否確認や緊急連絡の手段の確保を図るために電話を無料で貸与し、毎月の基本料金を助成しています。

【現状と課題】

低所得のひとり暮らし高齢者等の孤独感を和らげるとともに、安否確認や緊急連絡の手段の確保を図るため、今後も事業の継続は必要です。また、安心相談ナースホンの設置時には固定電話が必須となりますが、低所得のため固定電話を設置ができない人もいます。こういった方のため、事業の周知及び継続的なサービス提供が必要です。

【今後の方針】

今後も事業の周知に努め、継続的なサービス提供を行います。

(6) 高齢者相談事業

高齢者の介護予防生活支援の促進及び地域福祉の向上を図るために、市内 5 か所、決められた日時に民生児童委員等が会場に出向き来場者の相談事業を行っています。

【現状と課題】

高齢者相談事業に加え、他の相談窓口が複数あることから、開催回数に比べ相談件数が少ない状況です。

【今後の方針】

今後も事業の周知を行い、問題の解決や更なる支援につなげていくことができるように努めます。

また、相談状況を精査し、今後の事業の運用体制について検討していきます。

(7) 緊急時短期入所事業

介護保険の支給限度額の上限を超えている要介護認定者が、介護者の疾病等の理由により介護が困難になった場合に、介護老人福祉施設等の短期入所サービスを提供する事業です。

【現状と課題】

実績としては利用者がいない状況ですが、緊急時の対応として必要です。

【今後の方針】

緊急時の対応として必要なため、今後も継続し、事業の周知を行っていきます。

(8) 無年金者特別給付金支給事業

国民年金制度その他の公的年金制度において、自らの責によらず年金給付を受けることができない高齢者に対して、給付金の支給を行っています。

【現状と課題】

今後も、支給対象者に対し継続的な支給が必要です。

【今後の方針】

支給対象者に対し、継続的な給付を行います。

(9) 生活管理短期入所事業

市民税非課税世帯に属する高齢者（介護保険制度による要介護認定者を除く）で、日常生活を営むのに支障があると認められる人が、連続7日間を限度とし、生活改善を目的として、養護老人ホームでの短期入所サービスを提供する事業です。

【現状と課題】

高齢化に伴い、要介護認定を受けていなくても短期入所サービスを必要とする人が増加すると見込まれるため、今後もサービスの提供体制が必要です。

また、短期間で生活改善ができるための支援方法等について、養護老人ホームと連携して検討することが必要です。

【実績】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用者数	4人	5人	5人
利用延べ日数	24日	49日	35日

【今後の方針】

利用者の在宅生活の継続を支援するため、短期間で生活改善ができるための支援方法等について、養護老人ホームと連携して検討していきます。

【見込み】

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
利用者数	9人	9人	9人	9人
利用延べ日数	60日	60日	60日	60日

(10) 老人保護措置事業

経済的あるいは環境的事由等により、在宅生活が困難であるおおむね 65 歳以上の高齢者等に対して、本人や家族の申し込みに伴い、必要な手続や調査を実施した後、入所判定委員会の結果に基づき、養護老人ホームへの入所を行っています。

また、虐待等で緊急分離が必要な場合などやむを得ない理由等での措置を行うことがあります。

【現状と課題】

養護老人ホームへの入所後、要介護状態になった場合、状態にあった施設へ移行することが望ましくても、本人が養護老人ホームへの入所の継続を希望し、養護老人ホームでの介護等が可能であれば、入所が継続されることが多いのが現状です。

【今後の方針】

入所者の状態に合った入所を含む介護サービスの検討ができるように、養護老人ホームと十分な連携を図り、緊急性のある人や入所の必要がある対象者がスムーズに入所できるように努めます。

(11) 安心相談ナースホン設置事業

高齢者等が自宅で安心して暮らせるように、健康相談並びに急病等の緊急時に適切な対応を行うために、安心相談ナースホン設置事業を行っています。

【現状と課題】

安心相談ナースホンは、急病等の緊急時に適切な対応を行う大変有効な手段であり、ひとり暮らしの高齢者等の緊急時の不安解消のため、利用の促進を図る必要があります。

【実績】

区分	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
安心相談ナース ホン事業利用者数	329 人	326 人	342 人

【今後の方針】

生活に不安のある高齢者等の安全確保と不安解消のため、事業の周知を行い、設置の推進に努めます。

【見込み】

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
安心相談ナース ホン事業利用者数	370人	387人	405人	441人

(12) 住宅改修支援事業

介護保険サービスのうち住宅改修のみを利用する要介護認定者には、ケアマネジャーに報酬が支給されないため、住宅改修費等支給申請に係る理由書を作成する費用の助成を行っています。

【現状と課題】

利用者の心身の状況や住環境を配慮し、適切な改修工事ができるよう、ケアマネジャーの活動を支援する必要があります。

【実績】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
住宅改修支援事業 利用件数	1件	0件	1件

【今後の方針】

ケアマネジャーに対し、本事業の周知を行います。

【見込み】

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2024年度)
住宅改修支援事業 利用件数	2件	2件	2件	2件

(13) 寝たきり高齢者介護見舞金支給事業

在宅の寝たきり高齢者等（要介護 4 又は 5 の非課税世帯で基準日以前 1 年間に介護保険のサービスを利用しなかった人）の介護者に対して、介護見舞金を支給するものです。

【現状と課題】

在宅で寝たきり高齢者等の介護者の慰労のため、事業の継続が必要です。

【実績】

区分	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
寝たきり高齢者介護 見舞金支給者数	0 人	0 人	0 人

【今後の方針】

介護者を慰労するため、今後も事業を継続し、周知に努めます。

【見込み】

区分	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
寝たきり高齢者介護 見舞金支給者数	2 人	2 人	2 人	2 人

(14) 家族介護支援事業

在宅高齢者の介護者に対し、交流事業を年 2 回実施し、介護者の精神的、身体的な負担の軽減を図っています。

【現状と課題】

高齢化に伴い、介護者の高齢化が進むことが見込まれ、在宅の介護者がリフレッシュし、互いに相談できる場を提供しており、今後も事業の継続が必要です。

【実績】

区分	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
参加者数	57 人	47 人	30 人

【今後の方針】

今後も事業の周知を行い、在宅の介護者がリフレッシュし、互いに相談できる場が提供できるように努めていきます。

【見込み】

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
参加者数	65人	65人	65人	65人

(15) 紙おむつ等支給事業

紙おむつ等を常時必要とする在宅の寝たきり高齢者等を介護している家族に対し、紙おむつ等の介護用品を支給するために助成券を交付しています。

介護者は、この券を指定の店舗で提示することで紙おむつ等の支給を受けることができます。

【現状と課題】

紙おむつは消耗品であり経済的な負担も大きいことから、介護者の経済的負担軽減を図るために、有効な事業です。

【実績】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用人数	66人	60人	65人

【今後の方針】

今後も事業の周知に努め、介護者の経済的負担軽減を図ります。

【見込み】

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (年度)	令和5年度 (年度)	令和7年度 (2025年度)
利用人数	75人	75人	75人	75人

(16) 高齢者施設の防災防犯等への支援事業

高齢者施設における防災・防犯対策を強化するため、国や県の補助金を活用した支援や指導を行っています。

【現状と課題】

近年、高齢者施設において、不法侵入者による犯罪や台風に伴う暴風及び豪雨による災害が発生し、施設を利用する高齢者の安全確保が喫緊の課題となっています。

高齢者施設は、自力で避難が困難な人も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、防災・防犯対策を強化する必要があります。

【今後の方針】

高齢者施設内防災防犯計画の確認、避難訓練等の実施を指導するとともに、国や県の補助金の対象となる施設については、補助金を活用して防災補強改修事業や防犯対策を強化する事業等を支援します。

(17) 介護保険利用者負担軽減助成金支給事業

市民税非課税世帯の要介護認定者に対し、訪問介護サービスを受けるために要した費用について一定の割合で助成を行っています。

【現状と課題】

低所得者にとって、経済的負担軽減につながり、今後も対象者への制度の周知が必要です。

【今後の方針】

制度を必要とする人への周知を行うことで、低所得者でも安心して訪問介護サービスを受けられる体制づくりに努めます。

(18) 介護人材の確保及び業務の効率化

団塊の世代が75歳以上となり医療・介護等の需要の急増が予想される令和7年(2025年)を目途に、医療や介護が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステムの推進」に向けて取組を進める必要があります。そのためには、不可欠かつ重要な基盤の一つである介護人材の確保や離職防止等、総合的な介護人材確保対策への取組が重要です。

【現状と課題】

医療的ニーズの高まりや、認知症高齢者、高齢者のみ世帯の増加等に伴い、介護ニーズの高度化・多様化に対応するため、介護人材の質・量の両面において一層の充実が求められています。

現在介護人材の構造的特性として、女性や40～50歳代の割合が高いといった点が挙げられます。令和7年（2025年）に向け、介護人材確保の持続可能性を高めるには、こうした既存の労働市場への対策強化に加え、若年層等の参入を進めていくことが重要です。しかしながら、「介護についてマイナスイメージがある」「核家族化に伴い児童・生徒の介護との接点がない」こと等により、就職希望者が少ない現状があります。

また、介護職員の離職防止については、「介護従事者アンケート」の中で、現在の「仕事の内容、やりがい」に対して、「満足」「ある程度満足」と約84.1%の人が回答していますが、その反面「精神的負担が大きい」35.6%「身体的負担が大きい」32.5%と約3割の方が悩みを感じています。そのような時に誰に相談しますかという質問では、先輩・同僚・上司等と回答していますが、「相談できる人はいない」と8.6%の人が回答しており、相談できる体制づくり等に対する取組が必要です。

【今後の方針】

（1）介護への理解とイメージアップ

小・中・高校生やその保護者・進路指導担当者に対する介護職への理解促進や魅力発信を行い、介護に関する正しい理解が進むよう、イメージアップを図るとともに、授業の中に介護に関する研修や体験授業を組み入れるなど、教育委員会等とも連携して理解促進を図ることが出来るように取り組んでいきます。

また、核家族化が進む中、子ども・若者が介護に触れる機会を確保するため、地域密着型介護事業所等に対し、地域の子供たちとの交流の機会を持ち、介護に対するイメージアップにつながるよう働きかけていきます。

「介護事業所アンケート」で、介護に対するマイナスイメージがあるなどの意見がありました。その不安を払拭するため、介護事業所と連携して介護に対するイメージアップをはかり、多様な人材の参入が出来るように取り組んでいきます。

（2）離職防止

介護職員の退職の要因となっているものは、業務に関連する心身の不調や、職場環境、人間関係、賃金、家族の介護のためなど様々な要因があります。「介護事業所アンケート」「介護従事者アンケート」でも「介護についての仕事の悩みを話せる場所が欲しい」「些細なことでも気軽に相談できる窓口が欲しい」などの意見がありました。

今後、介護従事者の方が相談できるような体制づくり等、離職防止対策に取り組んでいきます

(3) 業務の効率化

介護分野の文書に係る負担軽減のため。国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化への取組を進め、業務の効率化を図っていきます。また、介護分野のICT化については、活用事例の情報収集を行い業務の効率化に対する取り組みを行っていきます。

7 高齢者福祉施設整備運営事業

(1) 高齢者福祉施設維持整備事業

現在、本市で指定管理している施設であるケアセンターさんよう（ケアハウス、デイサービスセンター、地域交流センター）の施設の維持整備を行います。

【現状と課題】

高齢者が利用しやすい環境にするため、高齢者福祉施設の維持整備が必要です。

【今後の方針】

施設の状況を見るとともに、指定管理者と調整しながら、維持整備をします。

第5節 介護予防の推進

本市では、一人ひとりが自分らしく、心身の健康を保ちつつ笑顔で年を重ねていける、「スマイルエイジング」に積極的に取り組むことにより、健康寿命の延伸を目指しています。高齢になっても、自分らしく健やかに生活を送ることができるよう、要支援・要介護状態になる前段階から、効果的な介護予防への取組を推進します。自立支援・介護予防に関する普及啓発、住民運営通いの場の充実、リハビリ専門職等との連携を含めた介護予防の推進、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進など様々な取組を目指します。

また、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を行うために、高齢者保健事業と介護予防を一体的に実施するよう努めます。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う事業の中止などによる影響がみられています。

【評価指標】

区分	令和2年 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
住民運営通いの場の 設置数	87 か所	93 か所	100 か所	107 か所
介護予防応援隊 養成者数	132 人	152 人	172 人	192 人

1 高齢者の介護予防事業

(1) 介護予防把握事業

第1号被保険者（65歳以上の高齢者）を対象に、訪問や関係機関との連携を通して収集した情報等を活用し、閉じこもりや運動不足など、何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、介護予防活動へつなげていきます。

【実績】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
基本チェックリスト (※) 実施人数	622 人	744 人	600 人

(※) 基本チェックリスト

介護予防ケアマネジメントの実施にあたり、本人の心身の状況を確認するために使用するツール。25の質問項目で構成。

【現状と課題】

「ニーズ調査」では、「外出を控えている」と57.5%の人が、「物忘れが多いと感じる」と47.3%の人が回答していることから、地域において閉じこもりや認知機能の低下など、支援が必要な人がおられることが考えられます。何らかの支援が必要な人を早期に把握し、介護予防活動等へつなげる支援が必要です。

【今後の方針】

地域包括支援センターにおける総合相談業務や訪問活動、医療・介護の関係機関や民生委員等との連携により、支援が必要な高齢者の把握に努め、住民主体の介護予防活動等へつなげる取組を推進します。

【見込み】

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
基本チェックリスト 実施人数	750人	800人	850人	900人

(2) 介護予防普及啓発事業

第1号被保険者(65歳以上の高齢者)に対して、介護予防教室や講座等を実施し、心身の健康保持・増進に関する啓発や教育を行っています。

また、パンフレットや介護予防手帳等の配布を行い、介護予防の必要性など基本的な知識の普及啓発を行っています。

【現状と課題】

介護予防教室などの講座の実施や、パンフレット・介護予防手帳の配布などにより介護予防の普及啓発を行っています。また、自宅や地域でできる介護予防体操のDVDを制作し、活用の普及に努めています。

「ニーズ調査」では、地域での健康づくり等活動に「ぜひ参加したい」「参加してもよい」と49.8%の人が回答していることから、今後も介護予防の必要性について広く普及啓発を行うとともに、参加意欲のある人を地域の介護予防活動へつなぐ取組が必要です。感染症拡大防止等により、外出自粛などの状況も考えられることから、多様な方法で行う介護予防活動について情報発信を行っていく必要があります。

【実績】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
介護予防関係講座 参加延べ人数	1138人	921人	400人
介護予防手帳 配布人数	462人	205人	130人

【今後の方針】

多くの市民に参加してもらえるような介護予防教室や講座の内容を検討するとともに、地域や自宅など様々な場所で介護予防に取り組むことができるようパンフレットやDVD、インターネットなどを活用し、広く普及啓発を行います。

【見込み】

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
介護予防関係 講座参加延べ 人数	900人	900人	900人	900人
介護予防手帳 配布人数	300人	300人	300人	300人

(3) 地域介護予防活動支援事業

生活機能が低下した高齢者に対して、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、住民運営通いの場の立ち上げ支援を行い、リハビリテーション等幅広い専門職の関与を得ながら、介護予防に効果的なプログラムの提供や支援を行っています。

また、総合事業の従事予定者等に対する研修を行っています。

【現状と課題】

いきいき百歳体操を実施する住民運営通いの場は、徐々に増加しています。おおむね継続した活動が実施できており、今後も地域で介護予防活動が継続できるよう支援を行うことが必要です。

「ニーズ調査」では、「転倒に不安がある」と59.1%の人が、「外出を控えている」と57.7%の人が、「物忘れが多いと感じる」と47.3%の人が回答しており、地域に

において運動機能低下や閉じこもり、認知症などの予防に取り組むことが必要です。また、感染症拡大防止等による外出機会の減少も考えられるため、そのような状況下においても介護予防活動が行えるような環境づくりが必要です。

介護予防を進めるにあたっては、社会参加や生きがいにつながるボランティア活動、就労的活動などへの取組も必要です。

【実績】

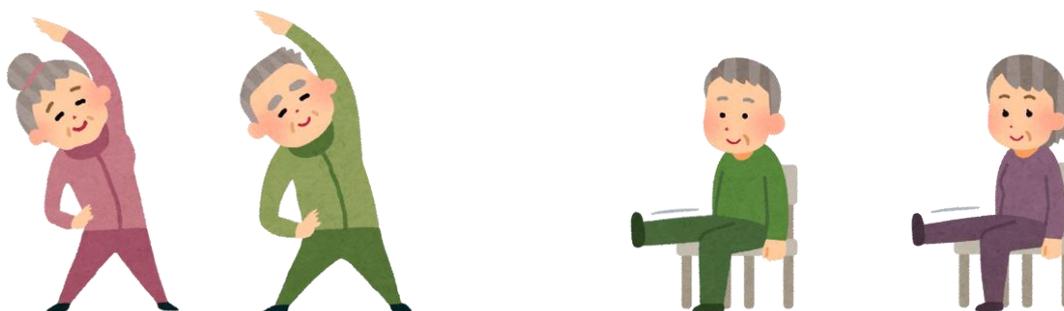
区分	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
住民運営通いの場の設置箇所数	71 か所	83 か所	87 か所
総合事業介護従事者研修の開催回数	1 回	1 回	1 回

【今後の方針】

地域における介護予防活動は、楽しみや交流などにつながり、健康にも良い影響を及ぼします。多くの高齢者が地域での介護予防活動に参加できるよう、現在設置が進んでいない地域への設置支援に努めるとともに、現在実施している場所については、参加者の増加への取組みやリハビリテーション専門職等の関与による継続実施と活動の充実への支援を行います。

【見込み】

区分	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
住民運営通いの場の設置箇所数	93 か所	100 か所	107 か所	121 か所
総合事業介護従事者研修の開催回数	1 回	1 回	1 回	1 回



(4) 介護予防応援隊養成事業

介護予防の知識を習得し、自らの介護予防に取り組むとともに地域で介護予防の必要性を広め、市の介護予防事業のサポートをするなどのボランティア活動を行う、介護予防応援隊の登録を行っています。

【現状と課題】

介護予防応援隊の登録者は増加しており、住民運営通いの場、介護予防事業等にボランティアとして参加、活動しています。

「ニーズ調査」ではボランティアに参加していない人が 81.4%となっており、自ら介護予防を行いながら社会参加や生きがいにつながるボランティア活動、就労的活動などへの取組が必要です。

【実績】

区分	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
介護予防応援隊 登録者数	81 人	112 人	132 人

【今後の方針】

地域における介護予防活動を推進していくために、介護予防の普及啓発に取り組めます。また、地域におけるボランティア活動は、社会参加や楽しみにもつながることから、今後も介護予防応援隊の登録者の増加とボランティア活動の場の拡充や質の向上に努め、高齢者の生きがいづくりを推進します。

【見込み】

区分	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
介護予防応援隊 登録者数	152 人	172 人	192 人	232 人

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職を活用し、住民運営通いの場に対する技術的援助のほか、介護予防のための地域ケア個別会議において、リハビリテーション専門職の視点でのケアプランへの助言を行うなど、より効果的な介護予防や自立支援に資する取組を推進しています。

また、通所事業所の職員に対し、介護予防・自立支援に資するケアマネジメントやサービス提供を目的とした講習会を行っています。

【現状と課題】

住民運営通いの場にリハビリテーション専門職が関与することで効果的な介護予防活動の支援に取り組んでいます。

介護予防のための地域ケア個別会議などにおいても自立支援に資するケアマネジメントの充実やリハビリテーションの視点での助言が期待できることから、今後も積極的な活用が必要です。

【実績】

区分	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
リハビリテーション 専門職の派遣回数	42 回	46 回	12 回
通所事業所 担当者講習会	1 回	1 回	1 回

【今後の方針】

住民運営通いの場における支援を効果的に行うとともに、継続した地域での介護予防活動を推進するために、今後もリハビリテーション専門職を活用した取り組みを充実していきます。

また、介護予防のための地域ケア個別会議や通所事業所担当者講習会において、介護予防・自立支援に資するケアマネジメントへの支援を充実し、ケアマネジャー・介護サービス事業所の資質向上を図ります。

【見込み】

区分	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
リハビリテーション 専門職の派遣回数	41 回	41 回	41 回	41 回
通所事業所 担当者講習会	1 回	1 回	1 回	1 回

(6) 認知症予防事業

高齢者が認知症予防に積極的に取り組めるよう、認知機能低下のリスクを早期に把握するために、あたまの健康チェックを行い、物忘れなどの疑いがある人に対して認知症予防教室（あたまの若返り教室）を実施しています。

【現状と課題】

「ニーズ調査」では、「物忘れが多いと感じる」と47.3%の人が、「何月何日かわからないときがある」と33.2%の人が回答しています。

認知症は誰もがなりうることから、認知症の普及啓発と合わせて、広く認知症予防の必要性を周知し、市民が関心を持つことで、積極的に認知症予防に取り組めるような取組みが必要です。

【実績】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
あたまの健康 チェック受検者数	271名	163名	83名
あたまの若返り教室 開催回数	3回	2回	2回

【今後の方針】

認知症予防の普及啓発を推進するとともに、あたまの健康チェックの周知を図り、参加者の増加に努めます。また、認知症予防教室等の実施については、効果的なプログラムを実施し、教室終了後に住民運営通いの場などの地域活動へつなぐなど、継続した認知症予防の取組を支援します。また、認知症の疑いがある方を把握した場合は、医療や介護等と連携し、必要なサービスへつなぐなどの支援を行います。

【見込み】

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
あたまの健康 チェック受検者数	250人	250人	250人	250人
あたまの若返り教室 開催回数	3回	3回	3回	3回

(7) 保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を行いながら介護予防を進めるにあたり、高齢者保健事業と介護予防を一体的に実施します。事業を行うにあたっては、国民健康保険担当部門等と連携して取組を進めていきます。本市では、令和3年度から実施の予定です。

【現状と課題】

高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下するといった

いわゆるフレイル状態になりやすい等、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しています。しかし、高齢者保健事業は広域連合が主体となって実施し、介護予防の取組は市町村が主体となって実施しているため、健康状況や生活機能の課題に一体的に対応できていないという課題もあります。

【今後の方針】

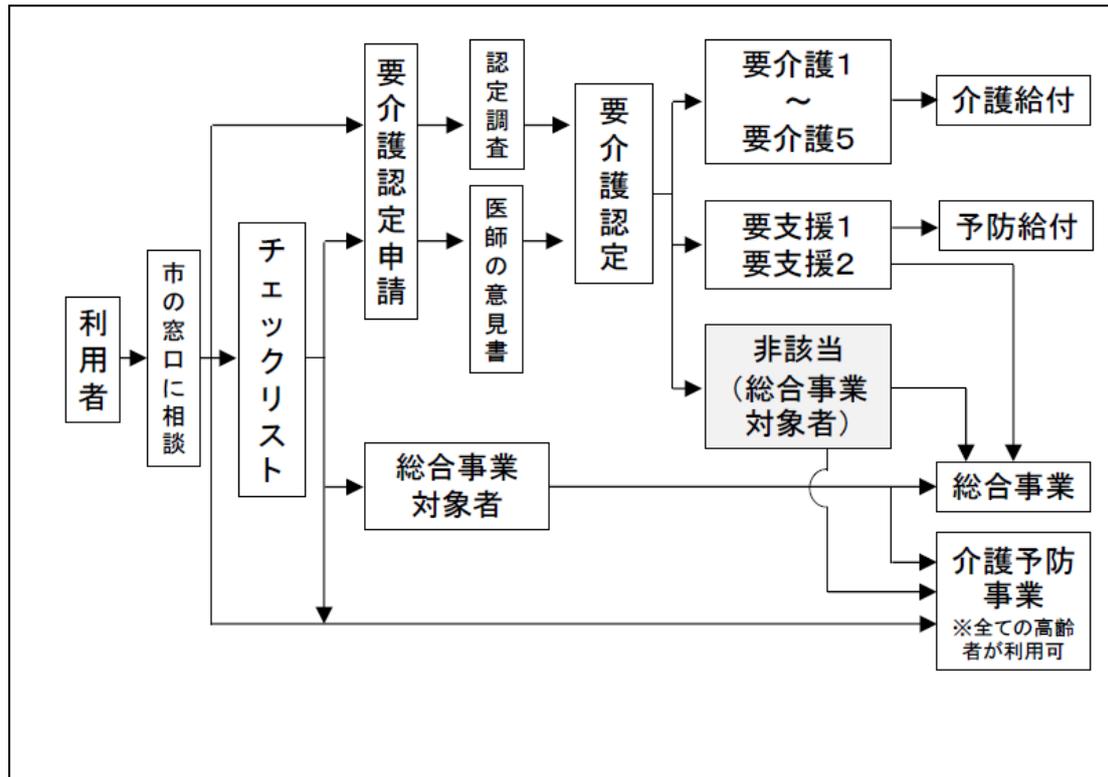
国民健康保険担当部門等と連携し、地域の健康課題等に応じた取組を行うことで、効果的・効率的に介護予防・重度化防止・疾病予防につながることを期待できます。今後は国民健康保険部門のデータ分析により地域の健康課題を抽出し、住民運営通いの場を活用したフレイル対策などを行っていきます。



2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業では、訪問型サービスや通所型サービスなどを提供しています。このサービスは、要支援認定を受けた方や、要支援認定を受けていなくても、基本チェックリストにおいて事業が必要と判定された方（以下「総合事業対象者」という。）が利用することができます。

【窓口受付フロー図】



(1) 訪問型サービス（第一号訪問事業）

訪問型サービスは、介護予防給付で提供されていた、介護予防訪問介護に相当するものや基準を緩和した多様なサービスがあります。対象者は、要支援認定者及び総合事業対象者です。

【現状と課題】

訪問型サービスのうち、基準を緩和したサービスである生活維持型や地域ふれあい型サービスの提供体制が不足しており、利用者が少ない状態です。利用者の状態に応じた多様なサービスが提供される体制の確保を推進する必要があります。

【実績】

訪問型サービス（第一号訪問事業）利用件数

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
予防給付型 (訪問介護相当サービス)	1,462人	1,470人	1,625人
生活維持型Ⅰ及び生活維持型Ⅱ (訪問型サービスA)	67人	0人	0人
地域ふれあい型 (訪問型サービスB)	0人	0人	0人

【今後の方針】

多様なサービスの提供体制の確保のため、サービス提供事業所等関係機関と協議を行い、高齢者の介護予防・自立支援により効果的なサービス提供の体制整備に取り組みます。

【見込み】

訪問型サービス（第一号訪問事業）利用件数

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
予防給付型 (訪問介護相当サービス)	1,668件	1,711件	1,754件	1,840件
生活維持型Ⅰ及び生活維持型Ⅱ (訪問型サービスA)	24件	24件	24件	24件
地域ふれあい型 (訪問型サービスB)	24件	24件	24件	24件

(2) 通所型サービス（第一号通所事業）

通所型サービスは、介護予防給付で提供されていた、介護予防通所介護に相当するものや基準を緩和した多様なサービスがあります。対象者は、要支援認定者及び総合事業対象者です。

【現状と課題】

通所型サービスのうち、予防給付型や生活維持型の利用者は増加傾向にあります。一方、地域ふれあい型サービスが整備されておらず、利用者がいない状態です。利用者の状態に応じた多様なサービスが提供される体制を確保する必要があります。

【実績】

通所型サービス（第一号通所事業）利用件数

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
予防給付型 (通所介護相当サービス)	2,612人	3,074人	3,518人
生活維持型及び短時間型 (通所型サービスA)	1,685人	1,627人	1,550人
地域ふれあい型 (通所型サービスB)	0人	0人	0人

【今後の方針】

利用者の状態に応じた適切なサービスを提供するため、地域ふれあい型サービスを含め、多様なサービスの提供体制の確保に努めるとともに、より効果的なサービス提供体制整備について検討します。

【見込み】

通所型サービス（第一号通所事業）利用件数

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
予防給付型 (通所介護相当サービス)	3,918件	4,268件	4,618件	4,844件
生活維持型及び短時間型 (通所型サービスA)	1,600件	1,650件	1,700件	1,784件
地域ふれあい型 (通所型サービスB)	24件	24件	24件	24件

(3) 介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）

要支援者及び総合事業対象者の心身機能の改善と重度化防止を目的に、自立支援に資するケアマネジメントを行います。総合事業のサービスのみを利用している人に対して、地域包括支援センターがケアマネジメントを実施しています。

【現状と課題】

総合事業の開始に伴い、今後も対象者が増加することが見込まれています。対象者が住み慣れた地域で自分らしく自立した生活が続けることができるよう、介護予防と自立支援に重点をおいたケアマネジメントを実施することが重要です。

【利用状況】

	平成 30 年度 (2018 年度)			令和元年度 (2019 年度)			令和 2 年度 (2020 年度)		
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
利用人数/月	287 人	309 人	107.7%	290 人	310 人	106.9%	293 人	316 人	107.8%

【今後の方針】

介護予防に重点を置いたケアマネジメントの実施により、在宅で自分らしく生活が続けられるよう支援します。

そのために、ケアマネジャーの資質向上及び自立支援に資するケアマネジメントの徹底に努めます。また、介護予防の必要性を市民へ広く普及啓発し、自らも介護予防に取り組む意識が持てるよう支援します。

【見込み】

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
利用人数/月	318 人	320 人	321 人	325 人	350 人

(4) 総合事業給付管理事業

国民健康保険団体連合会に総合事業サービス費の審査・管理業務の一部を委託し、適正な総合事業給付管理事業を行います。

【現状と課題】

総合事業給付管理事業を委託し、適切な給付管理が行われています。

【実績】

区分	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
総合事業給付管理 事業審査件数	5,817 件	6,195 件	6,693 件

【今後の方針】

総合事業の給付の適正な請求には、各サービス事業所の認識を深める必要があるため、ケアマネジャー連絡会や地域密着介護サービス事業所集団指導等を通じて、事務処理手順や制度改正等の周知を図ります。

また、総合事業対象者においても制度改正に合わせた総合事業の給付情報を国民健康保険団体連合会と市介護保険基幹システムのデータ連携を行い、総合事業対象者の給付情報を適切に管理することにより、適正なサービス提供に努めます。

【見込み】（作成中）

区分	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
総合事業給付管理 事業審査件数	7,210 件	7,653 件	8,096 件	8,492 件

(5) 高額介護予防・高額医療合算介護予防サービス費相当事業

総合事業によるサービス利用料の 1 か月の自己負担が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について「高額介護予防サービス費相当」として支給します。

また、総合事業サービス費（介護給付含む）と医療保険における自己負担の合算額が一定の上限額を超えた場合は、「高額医療合算介護予防サービス費相当」を支給します。

【現状と課題】

高額介護予防・高額医療合算介護予防サービス費相当を適切に支給し、サービス利用者の負担軽減を図る必要があります。

【実績】

区分	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
高額介護予防・高額医療 合算介護予防サービス費 相当事業利用件数	87 件	118 件	80 件

【今後の方針】

国民健康保険団体連合会との連携強化と介護保険給付管理システムの制度改正に合わせた運用を行い、適切に高額介護予防サービス費・高額医療介護予防サービス費相当の支給を行うことにより、利用者負担の軽減を図ります。

【見込み】

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
高額介護予防・高額 医療合算介護 予防サービス費 相当事業利用件数	85件	85件	85件	85件

第6節 認知症施策の推進

高齢化に伴い、認知症高齢者も増加していくことが予測されます。

認知症は誰もがなりうるものであることを踏まえ、認知症への理解を促進し、認知症の人やその家族の視点を大切にしながら、認知症の方の本人発信支援や社会参加を促進し、認知症になっても希望を持って過ごすことができる地域を目指します。

また、認知症施策の推進に当たっては、医療機関や介護サービス事業所をはじめ、市の関連部門や県と連携しながら、総合的に取組を進めていきます。

【評価指標】

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認知症サポーター 養成講座 延べ受講者数	9,200人	9,200人	10,200人	11,200人
見守りネットさんよう おのだ登録者数	1,112人	1,200人	1,300人	1,400人

1 認知症施策推進事業

(1) 認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」(※)を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しています。

(※) 認知症初期集中支援チーム

認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、在宅生活継続のためのサポートを行う、医療や福祉の専門職と専門医からなるチーム。

本市においては、保健師・看護師・社会福祉士・作業療法士・医師からなるチームで活動しています。

【現状と課題】

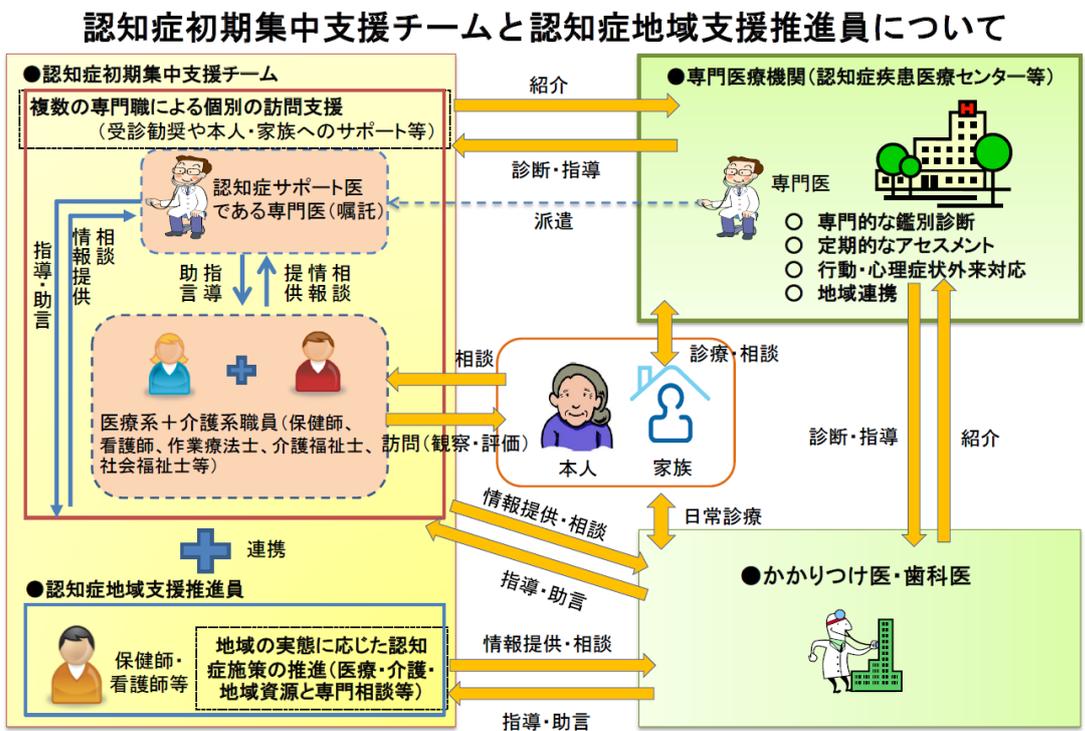
認知症初期集中支援チームについて、市民や医療・介護の関係者に対する周知に努めていますが、まだ十分とは言えないことから、今後も関係機関や市民への普及啓発に努め、認知症の人とその家族への支援の実施につながるよう取り組む必要があります。

【実績】

区分	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
認知症初期集中支援 チームの対応件数	7 件	8 件	5 件

【今後の方針】

引き続き、認知症初期集中支援チームの普及啓発に力を入れるとともに、医療・介護関係者をはじめ民生委員等地域との連携の強化に努めます。また、認知症が疑われる方やその家族に対して、早期に対応するとともに、チームが関わることで、適切な医療・介護サービス等へつながるよう取り組みます。



【見込み】

区分	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
認知症初期集中 支援チームの 対応件数	12 件	12 件	12 件	12 件

(2) 認知症地域支援推進事業

認知症の容態に応じて、適切な医療や介護、生活支援のサービスが提供されるよう、地域の関係者とのネットワークを構築するとともに、地域における見守り体制を整備します。また、認知症の普及啓発を図り、認知症になっても住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることのできる地域づくりを目指します。

【現状と課題】

地域における認知症の人やその家族への支援体制の構築を担う認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、認知症の人や家族の相談等の対応を行うほか、地域の認知症認知症支援関係者のネットワークの構築などを行っています。「ニーズ調査」では、認知症に関する相談窓口を「知らない」と回答した方が69.1%おられたことから、市民への周知に力を入れる必要があります。また、認知症の容態に応じた適切な医療・介護サービス提供に役立てるよう、作成した認知症ケアパスを活用する必要があります。

【実績】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
認知症地域支援 推進員の配置	2名	2名	2名
認知症支援ネット ワーク会議開催数	2回	2回	2回

【今後の方針】

今後も認知症の普及啓発及び相談先の周知に力を入れるとともに、認知症の容態に応じた適切なサービスが受けられるよう、認知症ケアパスの活用促進や、認知症の人の本人発信支援や若年性認知症の人への支援、認知症の人を介護する家族の支援を行うなど、支援体制の充実に取り組みます。

また、認知症の人やその家族の支援ニーズと地域の認知症サポーターなどの支援者をつなぐための仕組みづくりを行います。

【見込み】

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
認知症地域支援 推進員の配置	2名	2名	2名	2名
認知症支援ネット ワーク会議開催数	2回	2回	2回	2回

(3) 認知症に関する普及啓発事業

認知症に関する普及啓発を行っています。認知症を正しく理解し地域で支える認知症サポーター養成講座や、認知症普及啓発のためのイベントなどを通して、認知症を自分の問題として捉え、市民全体で認知症を支えていく意識の醸成を図っています。

【現状と課題】

認知症サポーター養成講座は地域で幅広く行っており、これまで 8,000 人以上の認知症サポーターが誕生しています。認知症の理解は少しずつ進んでいる一方、認知症サポーターの活用に至っていない現状があります。今後も高齢化に伴い認知症高齢者数は増加していくと見込まれており、より多くの市民に認知症を正しく理解してもらうとともに、地域の活動促進を進める必要があります。

また、認知症普及啓発イベントにおいては、一人でも多くの市民に関心を持ってもらえるような工夫が必要です。

【実績】

区分	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
認知症サポーター 養成講座受講者数	946 人	1,233 人	36 人

【今後の方針】

認知症の普及啓発に継続して取り組み、認知症になっても安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します。認知症を正しく理解し、地域で認知症の人やその家族の応援者となる、認知症サポーターの養成を進めるにあたっては、特に認知症の人と関わることが多いと想定される職域や学生を対象とした講座の開催機会を増やすよう努めます。

【見込み】

区分	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
認知症サポーター 養成講座受講者数	1,000 人	1,000 人	1,000 人	1,000 人

(4) 認知症サポーターの活動促進事業

認知症サポーター養成講座を受講した人を対象に認知症サポーターステップアップ講座を開催し、地域で活動ができるボランティアの育成を行います。また、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーター等地域をつなぐ仕組みづくり（チームオレンジの立ち上げ）を支援します。

【現状と課題】

認知症サポーター養成講座の受講者は増加しているものの、実際に地域で認知症の人やその家族を支援している人は少ない現状があります。また、今後認知症高齢者は増加することが見込まれており、地域で認知症の人やその家族を支えていく仕組みづくりが必要です。

【実績】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
認知症サポーターステップアップ講座 開催回数	1回	1回	1回
認知症サポーターステップアップ講座 延べ受講者数	44人	80人	100人

【今後の方針】

認知症サポーターステップアップ講座の受講者が、実際に認知症の人やその家族のニーズに応じた支援が行えるような体制の構築を行います。

【見込み】

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
認知症サポーター ステップアップ 講座延べ受講者数	120人	140人	160人	200人

(5) 認知症カフェ事業

認知症の人とその家族、地域住民、専門職等誰もが参加でき、認知症の人とその家族の支援を行うとともに、地域住民に対して認知症理解へ向けた啓発活動を行う場として活用しています。

【現状と課題】

日常生活圏域ごとに1か所ずつ、合計6か所の設置を目指していますが、令和2年度は3か所の認知症カフェの設置となっています。市民に対する認知症カフェの普及啓発に加え、気軽に立ち寄れるような工夫や、認知症の人やその家族の参加を進めていく必要があります。

【実績】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
認知症カフェ数	4か所	3か所	3か所

【今後の方針】

認知症カフェが、地域で気軽に集える場所に設置されるよう取り組んでいくとともに、現在設置されている認知症カフェの周知に努めます。また、認知症カフェの利用状況を把握する中で、認知症カフェのあり方についても検討します。

【見込み】

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)
認知症カフェ数	6か所	6か所	6か所	6か所

(6) 認知症高齢者等見守りネットワーク推進事業

認知症の人等が行方不明になった時、早期発見できる仕組みづくりを行うとともに、市民全体で認知症の人やその家族を支えていく意識の醸成を高める取組をしています。

【現状と課題】

認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症の人を日常生活の中で見守る地域づくりが重要であることから、地域における見守り体制の推進を目的とした「見守り声かけ訓練」を実施しています。訓練を通して、地域の認知症への理解の促進や見守り体制を推進することが必要です。

また、認知症の人が行方不明になった場合、メールによる情報発信を行うことで、早期の発見や保護を目的とした「見守りネットさんようおのだ」を行っています。取組の周知を図り、登録者を増やすことで見守り体制の充実を図る必要があります。

【実績】

区分	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
見守りネットさんよう おのだ登録者数	724 人	982 人	1,112 人
見守り声かけ訓練 実施回数	1 回	2 回	1 回

【今後の方針】

市民へ広く「見守りネットさんようおのだ」の周知を行い、登録者数を増やすとともに、警察署など関係機関との連携を強化していきます。また「見守り声かけ訓練」の実施増加への取組を行い、地域における見守り支援体制を推進していきます。

【見込み】

区分	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
見守りネットさんよう おのだ登録者数	1,200 人	1,300 人	1,400 人	1,600 人
見守り声かけ訓練実施 回数	3 回	3 回	3 回	3 回



第7節 介護（予防）サービスの充実

高齢化が進展する中で、要介護認定者が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自分らしく生活が送られるよう、要介護認定者や介護者のニーズに応じ、認知症の予防や身体機能の改善・重度化防止を図り、介護が必要状態になっても、安心して生活を送ることができるように在宅サービス、地域密着型介護サービス、施設サービス等の提供体制の充実を図るとともに、安定的な介護サービスの供給体制の確保を行います。

また、負担限度額認定、高額介護サービス費支給制度等により介護サービス利用者の負担を軽減し、安心して介護サービスが利用できるように継続的に取り組んでいきます。

【評価指標】

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所数	5事業所	5事業所	5事業所	5事業所
地域密着型介護サービスにおける居住施設の事業所数	10事業所	10事業所	10事業所	10事業所

1 介護保険給付事業

(1) 介護サービス提供事業

要介護者が安心して暮らせるように要介護状態に応じて、在宅サービス、施設・居住系介護サービスの提供を行います。

【現状と課題】

介護サービス給付費は高齢化に伴い増加傾向にあります。第1号被保険者の介護保険料の負担が急激に大きくなることのないよう、介護サービスの適正化に努めてきました。

今後も、介護サービス全般の質の向上が必要であり、特に、医療依存度の高くなった場合の医療と介護の連携体制強化が必要です。

また、「在宅介護実態調査」では排泄や入浴の介助・認知症状への対応についての不安が大きいという回答が多かったことから、重度化防止や認知症予防に重点をおいたサービスの提供も必要です。

また、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」と

しての機能を兼ね備えた、「介護医療院」「老人保健施設」において、医療から介護へ転換された人へのサービスが提供されています。

なお、団塊の世代が75歳となる令和7年(2025年)には、要介護者が増加することが予測され、サービス量も増加することが見込まれます。介護保険を持続可能な制度としていくため、今後、介護予防と重度化防止対策の一層の強化が必要です。

【今後の方針】

要介護者や介護者のニーズに応じ、適切なサービスを行うことにより認知機能や身体機能の悪化防止を図り、要介護状態になっても、安心して生活を送ることができるよう取り組みます。また、要介護者の症状悪化等により、在宅での生活が限界点を越えた場合の対応としての施設・居住系サービスの提供を行い、介護者の負担軽減を図ることにより、介護による離職防止に努めます。

なお、各介護サービスについては、利用者のニーズ等に基づき、今後の方針を設定し、利用見込みに応じた提供量とその安定的な供給体制の確保に努めます。

(2) 介護予防サービス提供事業

要支援者が、できる限り自立した生活を送られるよう、自立支援・重度化防止を目的とした介護予防サービスの提供を行います。

【現状と課題】

介護予防サービス給付費は高齢化に伴い、増加傾向にあり、自立支援・重度化防止、介護予防対策が重要です。

また、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくり、認知症予防や運動機能向上のためのサービス提供の充実が必要です。「在宅介護実態調査」で寝たきりの原因となる疾病が『認知症』43.2%『脳血管疾患』33.8%と割合が高くなっていることから、重度化の原因となる疾病の予防対策も必要です。

また、団塊の世代が75歳となる令和7年(2025年)には、要支援者が増加することが予測され、サービス量も増加することが見込まれます。介護保険を持続可能な制度としていくため、今後、介護予防と重度化防止対策の一層の強化が必要です。

【今後の方針】

要支援者が安心して在宅での生活が継続できるよう、要支援者や介護者のニーズに応じ、住宅改修等による在宅の環境づくりや運動機能向上や認知症の予防対策に重点を置いた計画的なサービスの提供を行い、自立支援の推進を図ります。

また、要支援者が要介護状態にならないよう質の高いケアプランの作成や介護サービス事業所の資質の向上を図っていく必要があります。

今後も、利用者のニーズ等に基づき、過不足のないサービスが提供されるように、

利用見込みに応じた提供量とその安定的な供給体制の確保を行うとともに、介護保険を持続可能な制度としていくため、介護予防と重度化防止対策に積極的に取り組みます。

(3) 介護保険施設サービス等利用者負担軽減事業

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設）を利用する人の居住費・食費については、本人による負担が原則ですが、低所得の人については、特定入所者介護サービス費の支給により、負担軽減を行います。

【現状と課題】

在宅での生活が限界点を越えた場合の対応としての有効な施設サービス及びショートステイが、低所得・低資産の人でも安心して利用できる体制が必要です。

特定入所者介護サービスは、年々増加しており、今後も高齢化に伴い増額傾向となることが予測されます。

【今後の方針】

特定入所者介護サービスの対象となる人の把握と周知を行い、低所得者が施設サービス等を利用しやすい体制整備を図ります。

(4) 高額介護・高額医療合算介護サービス費支給事業

介護サービスの利用料（同一世帯の居宅サービス・施設サービスの合計額）の1か月の自己負担が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について高額介護サービス費として支給します。

また、介護保険と医療保険における自己負担の合算額が一定の上限額を超えた場合は、高額医療合算介護サービス費として支給します。

【現状と課題】

介護サービス給付費の増加に伴い、高額介護・高額医療合算介護サービス費支給額も、増加傾向にあります。

高額介護・高額医療介護合算サービス費を適切に支給し、サービス利用者の負担軽減を図る必要があります。

また、高額介護サービス費の支給基準が令和3年（2021年）に改正されるため、基準に合わせた適正な支給を行う必要があります。

【今後の方針】

国民健康保険団体連合会との連携強化と制度改正に合わせた運用を行い、適切に高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費の支給を行うことにより、利用者負担の軽減を図ります。

2 地域密着型サービス事業

(1) 地域密着型サービス等指定指導監督事業

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活を送ることができるように支援するため、地域のニーズを把握し、必要なサービスを提供する地域密着型サービス事業所・総合事業サービス事業所・居宅介護支援事業所を指定するとともに、事業所に、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、利用者の安心・安全の確保、介護サービスの質の確保・向上、及び保険給付の適正化を行います。

【現状と課題】

現在、本市の地域密着型サービス事業所は、合計で 47 事業所整備されています。今後は、現在ある地域密着型サービスについて、サービス提供内容の充実や質の向上が必要です。

また、地域密着型サービス事業所の運営に当たっては、地域住民との連携及び協力を行う等 地域との交流を図らなければならないとされていることから、更なる連携強化が必要です。

総合事業サービス事業所については、「自立支援」を目的とした介護サービスが適切かつ効果的に提供されるように助言をしています。

なお、平成 30 年度（2018 年度）の制度改正に伴い、新たに居宅介護支援事業所が市の指定指導監督の対象となったことから保険者の指導監督体制の強化も必要です。

【実績】 サービス種別の実地指導件数

区分	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
認知症対応型共同生活介護	6	3	1
認知症対応型通所介護	3	3	4
小規模多機能型居宅介護（看護）	4	1	0
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1	0	0
地域密着型特養	1	0	0
地域密着型通所介護	6	6	9
総合事業（通所）	6	6	9
総合事業（訪問）	1	0	3
居宅介護支援事業所	2	10	9

【今後の方針】

介護サービス事業者に対する指導監督については、高齢者の尊厳を保持し良質な介護が提供される体制を継続させること及び高齢者への虐待を防止すること等、重要な役割を担っています。

また、利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備や避難訓練等についても徹底するよう取り組んでいきます。

居宅介護支援事業所についても指定指導監督の対象となり、事業所が増加する一方で、人的資源に制約があることから、集団指導と実地指導を効果的に組み合わせ、総合的かつ重点的な指導監督が行われるよう取り組んでいく必要があります。

今後、専門的な知識の習得により指導監督業務に携わる担当職員の資質向上を図る等、指導監督体制の更なる強化が必要です。

【見込み】

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
認知症対応型共同生活介護	5	4	1	4	4
認知症対応型通所介護	3	2	3	2	3
小規模多機能型居宅介護（看護）	4	1	0	1	2
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1	0	0	0	0
地域密着型特養	0	1	0	1	0
地域密着型通所介護	4	7	8	7	6
総合事業（通所）	5	8	8	8	2
総合事業（訪問）	3	3	3	3	1
居宅介護支援事業所	8	7	12	7	4

第8節 介護保険の円滑な運営

介護保険サービスの円滑な運営には、第1号被保険者の適切な管理を行う必要があります。このため、対象者の把握等、管理体制の強化を図り、適切な介護保険料の賦課と徴収対策の強化を行うことにより、安定した財源の確保と公平な負担を推進し、被保険者の安心と信頼の確保を目指します。

また、要介護認定の的確な判定に努めるとともに、介護サービスの提供内容の適正化事業を推進し、要支援・要介護認定者の自立支援・重度化防止への取組を勧め、介護保険サービスの適正な運営を図ります。

【評価指標】

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護保険料 現年度分収納率	99.0% を維持	99.0% を維持	99.0% を維持	99.0% を維持
ケアプラン及び 介護サービス提供の適 正化件数	426件	430件	430件	430件

1 介護給付・介護サービス適正化事業

(1) 介護給付管理事業

国民健康保険団体連合会に各介護サービス事業所の介護報酬の請求・審査を委託し円滑かつ適正な介護給付管理事業を行います。

【現状と課題】

国民健康保険団体連合会の請求・審査件数は要介護認定者の増加に伴い、増加傾向にあります。介護報酬の請求は、介護サービス事業所から国民健康保険団体連合会で受付・審査を行い、当会を通じて介護サービス事業所に介護報酬を支払う仕組みとしており、適正な給付管理が必要です。

【今後の方針】

介護報酬の適正な請求には、ケアマネジャーや介護サービス事業所に対し介護保険制度や報酬改定について周知を図る必要があるため、ケアマネジャー連絡会や地域密着型介護サービス事業所集団指導等を通じて、情報提供をしていきます。

また、市保険者においても制度改正に合わせた介護報酬及び介護保険給付情報を国民健康保険団体連合会と市介護保険基幹システムのデータ連携を行い、各被保険者の介護給付情報を適切に管理することにより、適正な介護サービス提供に努めます。

(2) 介護サービス給付費適正化事業

介護サービス利用者に対する適切な介護サービスの確保を行うため、介護サービスの適正化を行っています。

介護給付適正化の取組（主要5事業）

【現状と課題】

介護を必要とする被保険者を適正に認定し、被保険者が真に必要な過不足ないサービスを、介護サービス事業所が適切に提供するように、介護給付の適正化への取組を実施しており、今後も継続的に取り組んでいく必要があります。

1 要介護認定の適正化

要介護認定は、認定調査と主治医意見書を基に介護認定審査会で判定されています。認定調査及び主治医意見書については不整合等を市職員が全件チェックし、適正かつ公平な審査が行われるように努めています。

2 ケアプランの点検

アセスメント・ケアプラン、支援経過、モニタリング等を点検することで、自立支援・重度化防止を目標とした適切なサービス提供がされているか検証し、必要時担当者に助言・指導を行っています。

3 住宅改修、福祉用具購入・貸与の点検

住宅改修の事前資料（工事前写真・見積もり・工事が必要な理由書）を、作業療法士、主任介護支援専門員等の専門職が全件チェックし、工事内容の適正化を図っています。

また、福祉用具の購入及び貸与については、被保険者の身体状況や生活環境にあった福祉用具が適切に選択されているか、作業療法士や主任介護支援専門員等の専門職がチェックしています。

4 縦覧点検・医療情報との突合

国民健康保険団体連合会と協働し介護報酬の支払い状況を確認し身体状況とサービスとの整合性、算定回数、請求の誤り等のチェック、介護保険と医療保険の給付状況を突合し、入院中に介護保険を利用していないか等サービス利用の整合性を点検しています。

5 介護給付費通知

一年分の介護サービス利用内容や給付費等を通知し、どのような介護サービスを利用しているか、不必要なサービスや不適切なサービスはないか、利用者自身にも再確認することで、過不足のない介護サービスを提供できるように努めています。

【今後の方針】

要介護認定は、介護サービス利用の根幹となるものです。今後も認定調査員、認定審査会委員へ研修の参加を促し、適正な介護認定が行われるように平準化及び資質の向上に努めていきます。

制度改正に伴い要介護認定期間が最長 36 か月から最長 48 か月となることから今後、更に要介護認定審査会において心身の状況にあった公平かつ確な判定に努めていきます。

ケアプランについては、内容を点検し、ケアマネジャーに対し自立支援・重度化防止の視点から助言を行い、利用者により良いサービス提供ができるよう取り組んでいきます。

住宅改修については、複数の業者から見積もりを取るよう助言するなど、工事内容や工事費用の適正化を図っていきます。また軽度者の福祉用具貸与については、本人の身体状況に応じた適切なものになっているか点検を行っていきます。

縦覧点検については、国民健康保険団体連合会から提供を受ける給付実績データを活用し、介護サービス給付の不整合のチェックを行っています。

介護給付費通知書については、介護サービス利用者サービス内容の確認のための介護給付費通知を発送しています。高齢化の進展や介護サービスの多様化等に伴い、介護サービスの利用は増加傾向にあります。今後も、より効果的な方法を検討していきます。

今後も利用者にとって過不足のない適切な介護サービスが提供されるように介護サービスの適正化を図っていきます。不適切な給付が削減されることで、利用者負担が軽減されます。介護保険制度の信頼感を高めるとともに、持続可能な介護保険制度の構築に努めます。

(3) 介護保険低所得者利用者負担対策事業

低所得で生計困難な介護サービス利用者に対し、介護サービスを提供する社会福祉法人が利用者負担を軽減する場合に、社会福祉法人が負担した額が利用者負担金の総額のうち一定割合を超えた場合に、国、県、市が社会福祉法人の負担額の一部を助成しています。

【現状と課題】

低所得・低資産の人でも安心して施設サービスを利用できる体制が必要ですが、実施事業所が少ない現状があります。

【今後の方針】

社会福祉法人に本事業の理解と協力を得るため、事業への周知を行い、低所得者でも安心して介護保険サービスを受けられる体制づくりに努めます。

2 介護保険管理事業

(1) 介護保険管理事業

基金・償還事業を含めた介護保険制度全般における適切な運営管理を行い、介護サービスが安心して利用できる体制づくりを行います。

【現状と課題】

高齢化に伴い、介護サービス給付費は増加傾向にあり、本計画期間の介護サービス給付費は増加の見込みとなっており、第1号被保険者の負担も増加する見込みです。

また、今後、新たな介護サービスの追加等により、介護サービス給付費が急激に増加することも予測されますが、この場合においても安定した供給体制を確保する必要があります。

【今後の方針】

本計画期間において、介護給付費準備基金を3年間で「調整中 円」を取り崩し、第1号被保険者の介護保険料減額幅の縮小を行います。

また、期間中、急激に介護サービス給付費が増加した場合においても安定した供給体制を行うため、介護給付費準備基金体制を継続して確保します。

(2) 要介護認定審査事業

介護サービスを利用する場合は要介護認定を行う必要があるため、対象者の調査・審査等の業務を行います。

【現状と課題】

要介護認定は、要介護認定調査と主治医意見書を基に要介護認定審査会で判定されています。要介護認定は、介護サービス利用の根幹となるものです。要介護認定調査の精度及び要介護認定審査員の資質の更なる向上が必要です。

制度改正に伴い要介護認定期間が最長36か月から最長48か月となることから今後、更に要介護認定審査会において心身の状況にあった公平かつ的確な判定が必要です。

【今後の方針】

要介護認定は、国で定められた基準で判定する必要があります。要介護認定調査員、要介護認定審査員に対する研修を行い、資質の向上を図り公平かつ的確な判定に努めます。

(3) 介護保険資格管理事業

介護保険サービスの提供及び介護保険料賦課を行うため、65 歳以上の市民及び住所地特例者の第 1 号被保険者及び第 2 号被保険者（要介護認定者のみ）の介護保険資格の管理を行います。

【現状と課題】

高齢者の増加に伴い、第 1 号被保険者は、増加傾向にあります。介護保険サービスの適正な提供については、第 1 号被保険者及び第 2 号被保険者（要介護認定者のみ）の適切な管理を行う必要があります。特に住所地特例対象者及び転入者の情報把握については、サービス提供体制に大きく影響があることから適切に対応していくことが必要です。

【今後の方針】

第 1 号被保険者の情報把握については、関係機関との連携が必要であり、情報連携を図ることにより適正な介護保険資格管理を行います。

特に、転入者については、住所地特例の適用等の状況の把握を行い、適正な対応を行っていきます。

(4) 介護保険賦課徴収事業

介護保険料は、介護サービス給付費の財源として全体の 23%を負担することとされているため、第 1 号被保険者の前年所得・世帯状況等勘案した保険料の賦課・徴収を行います。

【現状と課題】

介護保険料の賦課は、前年所得・世帯状況等により 11 段階の基準で賦課することとしているため、適切な所得状況等の情報把握が必要です。

また徴収方法については、年金特別徴収と普通徴収の 2 つの徴収方法がありますが、普通徴収対象者では、滞納者もいることから、安定した財源確保、公平な負担の推進において、積極的な滞納対策が必要です。

【今後の方針】

第 1 号被保険者の所得状況把握については、関係機関との連携及びマイナンバーシステムの活用が必要であり、情報連携の充実を図ることにより適正な介護保険賦課徴収事業を行います。

また、安定した財源確保のため、介護保険料収納対策を積極的に行い、公平な介護保険料の負担の推進を行います。

(5) 医療連携情報ネットワーク推進事業

医療連携情報ネットワーク（さんさんネット）を活用し、要介護認定に必要な主治医意見書の提出を本ネットワークで行います。

【現状と課題】

介護サービスの提供には、要介護認定が必要ですが、認定には要介護認定調査、主治医意見書等の書類が必要なため、認定決定までにおおむね1か月の期間が必要となっています。

しかし、緊急に介護サービスの提供が必要な対象者もあり、要介護認定決定までの期間短縮が必要です。

【今後の方針】

医師会を通じて、医療連携情報ネットワーク（さんさんネット）の対象医療機関の増加を求め、対象医療機関からの主治医意見書の提出を本ネットワークを活用し、介護申請から認定決定までの期間短縮及び認定審査業務の正確性の向上を図ります。

(6) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に係る、県との情報連携の強化

近年、有料老人ホーム や サービス付き高齢者向け住宅が充実してきており、また、「自宅」と「介護施設」の中間に位置する住宅も増えており、高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組が進められています。

【現状と課題】

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅のサービスの質を確保するとともに、整備状況も踏まえながら、適切にサービス基盤整備を進めるため、県が住宅型有料老人ホームの届出に関する情報を市へ通知するなど、県と市との情報連携を強化することが必要です。

また、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅には、通所介護や訪問介護等が併設されている施設が増える中で、これらにおける介護サービスの利用など介護報酬への影響を把握、分析していく必要があります。

【実績】

区分	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
有料老人ホーム	17か所 総定員数 293人	19か所 総定員数 349人	20か所 総定員数 371人
サービス付き 高齢者向け住宅	6か所 総定員数 162人	6か所 総定員数 162人	6か所 総定員数 162人

(ア) 有料老人ホーム（住宅型）

自立して生活できる方や要支援・要介護の方を受け入れている老人ホームです。日常的な生活援助や緊急時の対応などを常に受けられる「介護施設」です。

有料老人ホーム（住宅型）では「入浴・排泄・食事の介護」「食事の提供」「家事（洗濯・掃除）」「健康管理」のいずれかを提供します。（施設によって異なります）

介護が必要な場合は、外部の介護事業所のサービスが利用できます。

(イ) サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）

基本的に、自立の方など元気な高齢者を入居対象とした「賃貸住宅」です。まだ心身は健康ではあるものの、一人暮らしをしていくことに不安を感じておられる方やバリアフリーが整った安全な環境で生活したい方に適しています。

施設による介護サービスは提供されておらず、提供するサービスとして規定されているのは安否確認サービスと生活相談サービスのみです。介護が必要になったときは、外部の介護事業所のサービスが利用できます。

【今後の方針】

介護が必要な状態になり、何らかの支援を受けながらも、生きがいをもって、その人らしく暮らしていくことが出来るように、真に必要なサービス提供になっているか、過剰な介護サービスの提供はないか、自立支援・重度化防止の観点からも適切な介護サービスが受けられるように、サービスの質の向上のための支援を行っていきます。

